

報 道 資 料

令和3年8月13日
総務部法務文書課
県政情報公開係 杉村、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第258号答申について

行政文書の全部開示決定に対する審査請求についての諮問第228号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年8月12日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 対象行政文書：公安委員会 平成27年第21回 定例会議会議録

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：全部開示決定
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

行政文書の特定について

審査請求人は、平成27年6月3日に奈良県警察が公表した〇〇署巡查部長による犯人隠避及び虚偽公文書作成・同行使容疑にかかる事案について、実施機関が奈良県警察本部長（以下、単に「本部長」という。）に対し本件事案の是正又は再発防止のためにとるべき措置を文書で指示しているはずであるとして、本件行政文書以外に実施機関から本部長に対し指示した文書（以下「本件対象文書」という。）が存在する旨主張しているのに対し、実施機関は、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しない旨主張しているため、以下検討する。

実施機関は、本件非違事案の是正及び再発防止の措置について、実施機関が本部長に指示した内容がわかる行政文書として、平成27年6月4日に開催された公安委員会平成27年第21回定例会議（以下「本件会議」という。）の会議録に、実施機関の委員長から本部長に対する本件非違事案に関する指示（以下「本件指示」という。）が記載されていたことから、本件行政文書を特定した旨主張している。

また、実施機関は、実施機関から警察への指示は、公安委員会の会議の場において本部長に対して口頭で行われるのが通例であり、実施機関が文書等により指示する必要はないものである旨主張しており、また、警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2に規定する「監察の指示等」については、実施機関としての意思決定に基づきなされる非違に関する監察の指示であり、奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号）第2条では、委員会は会議の議決により、その権限を行使する旨記載されているところ、本件指示は実施機関としての会議の議決による指示ではない旨主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、公安委員会の議決を要する事項については、通常、議事録の「第2 個別決裁・報告」の「審議事項」の項に記載されるとのことであった。

そこで、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、本件指示に関する事項については、「第1 全体会議」の「報告事項」の項に記載されており、「審議事項」の項には記載されていないことが認められた。

本件会議の議事録の「審議事項」の項に本件指示に関する事項はない以上、本件会議において、本件指示が実施機関としての議決による指示であったとは認められず、文書による指示が行われていたとは認められない。

また、本件会議以外の会議において、本件非違事案についての指示が行われたか否かについて、念のため、実施機関に確認したところ、他の会議においては指示は行われなかったとのことであった。

本件会議は本件事案の発表直後に開催されたものであり、本件指示は本件非違事案の発表後すみやかに行われていることを考慮すると、本件会議以降の会議において、本件非違事案に対する指示が改めて行われたとまでは考えられず、他の会議において指示は行われていなかったとしても不自然ではない。

また、実施機関において該当する文書を探索したが存在しなかったとのことである。

これらのことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

①	開示請求	平成27年	6月30日		
②	決定	平成27年	7月9日	付けで全部開示決定	
③	審査請求	平成27年	8月18日		
④	諮問	平成27年	9月3日		
⑤	経過	令和3年	3月24日	第251回審査会	審議
		令和3年	4月23日	第252回審査会	審議
		令和3年	7月2日	第253回審査会	審議